

広島県訓令第五号

本 庁
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総務局総務管理部総務課」を「総務局総務課」に改める。

第十条第四項中「総務局総務管理部長」を「総務課長」に改める。

第十五条第二項中「主務部長」を削る。

第二十三条第一項第一号中「同一部内」を「同一局内」に改め、「、他の部にわたるもの
にあつては主務部長（課長専決の場合にあつては、主務課長）」及び「部長専決の場合にあ
つては、主務部長、」を削り、同項第二号中「主務課長」を「同一地方機関内のものにあつ
ては主務課長の意思決定を、他の地方機関にわたるものにあつては直屬の地方機関の長（課
長専決の場合にあつては、主務課長）」に改める。

第二十四条第一項中「部長専決の場合にあつては、主務部長、」を削る。

別表第二総務局の項から農林水産局の項までを次のように改める。

総務局	総務課 秘書課 人事課 行政管理課 福利課 財政課 財産管理課 営繕課 税務課 戦略企画チーム 戦略推進課 分権改革課 総合特区計画プロジェ クト・チーム 広報課 統計課 研究開発課	総務 秘書 人事 行管 福利 財政 営繕 税務 戦企 戦推 分権 総特 広報 統計 研開
地域政策局	地域政策課 過疎・地域振興課 市町行財政課	地政 過地 市行

	海の道プロジェクト・ チーム 国際課	海道 国際
環境県民局	環境県民総務課 文化芸術課 消費生活課 人権男女共同参画課 県民活動課 学事課 環境政策課 環境保全課 自然環境課 循環型社会課 産業廃棄物対策課	環総 文芸 消生 人共 県活 学事 環政 環保 自環 循社 産廃
健康福祉局	健康福祉総務課 こども家庭課 被爆者支援課 医務課 医療政策課 がん対策課 医療保険課 健康対策課 食品生活衛生課 薬務課 地域福祉課 社会援護課 障害者支援課 高齢者支援課 介護保険課	健総 こ家 被支 医務 医政 が対 医保 健対 食衛 薬務 地福 社援 障支 高支 介護
商工労働局	商工労働総務課 雇用労働政策課 職業能力開発課 雇用基金特別対策プロ ジェクト・チーム 産業政策課 産業人材課 次世代産業課 産業革新プロジェクト ・チーム	商総 雇政 職能 雇特 産政 産人 次産 産革

	経営革新課 県内投資促進課 海外ビジネス課 観光課	経営革新課 県内投資促進課 海外ビジネス課 観光課
農林水産局	農林水産総務課 団体検査課 農業担い手支援課 園芸産地推進課 農業販売戦略課 農業技術課 畜産課 林業課 森林保全課 水産課 農林整備管理課 農業基盤課	農林水産総務課 団体検査課 農支園産 農販 農技 畜産 林業 森保 水産 農整 農基

別記様式第二号中「部長」を挿入。

別記様式第十号中「総務局総務管理部総務課長」を「総務局総務課長」とし「局課長」を「局課長」と改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。